

発議案第4号

大規模林野火災対策特別委員会の設置について

標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大船渡市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和7年5月7日

提出者	大船渡市議会議員	今野善信
賛成者	大船渡市議会議員	熊谷昭浩
賛成者	大船渡市議会議員	西風雅史
賛成者	大船渡市議会議員	森 亨
賛成者	大船渡市議会議員	遠藤 章
賛成者	大船渡市議会議員	船砥英久
賛成者	大船渡市議会議員	滝田松男

大船渡市議会議長 伊藤力也様

提案理由

平成以降、国内最大の林野火災からの復旧・復興を成し遂げ、ふるさとの再生と魅力あるまちづくりに向けて、総合的・個別的な調査・研究・提言等を行うため設置しようとするものである。

大規模林野火災対策特別委員会の設置について

平成以降、国内最大の林野火災に見舞われるという困難な事態に直面し、被災地域の住まいやなりわいの再生、コミュニティの維持、森林の再生など被災者の意向を踏まえた早期再建への後押しに加え、自宅や愛着あるものを失った方も多いため、被災者に寄り添った支援施策の検討と展開が必要である。

このことから、本市議会としても積極的な役割を果たすべく、大規模林野火災からの復旧・復興を成し遂げ、ふるさとの再生と魅力あるまちづくりに向けて総合的・個別的な調査・研究・提言等を行うため、特別委員会を設置しようとするものである。

記

- 1 大船渡市議会に、「大規模林野火災対策特別委員会」を設置する。
- 2 本特別委員会は、議長を除く議員 19 人をもって構成する。
- 3 本特別委員会に、幹事会及び部会を置く。
- 4 本特別委員会の設置期間は、調査等の終了までとする。